申込件数が予算の上限に達した時点で
申込みを締め切る場合があります。

令和４年度から継続して家賃補助を受けられる方用

令和４年度から継続して家賃補助を受けられる方へ 月額１万円家賃補助します

家賃補助のお知らせ

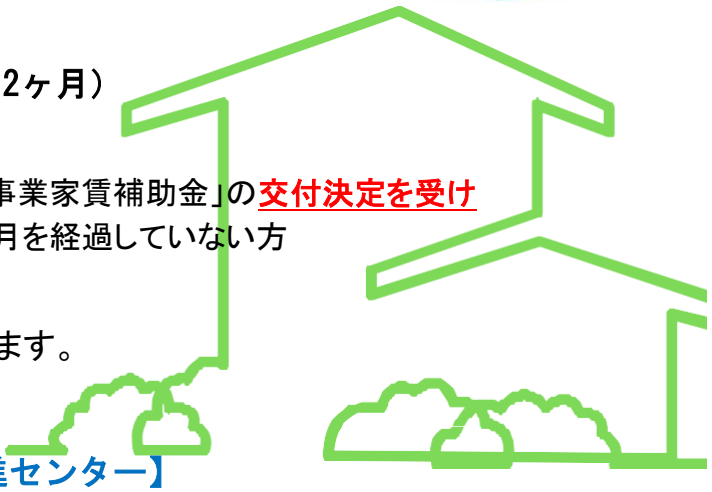

１　支給額　月額：最大１万円（令和５年度:最大12ヶ月）

２　補助対象者

○　令和4年度において「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け
令和４年度の補助金交付対象期間を含めて24ヵ月を経過していない方

３　補助金について

○　補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

４　補助金手続きの流れ

①申請【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和 6年3月5日(火)までに申請書(様式第1号)をセンターに提出(下記5を参照)

②交付決定【ふるさと山形移住・定住推進センター →申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

③請求【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和 ６年３月８日(金)までに請求書と補助金の振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し等)を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

④審査、支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター →申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和６年３月中に補助金を支払います。

５　申請について

○転居等により令和4年度からの申請内容に変更が生じた場合は、申請書(様式第1号)のほか、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸契約書の写し(全てのページ※「重要事項説明書」のページは不要)が必要になります。

６　申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付申請書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です

【提出先】（一社）ふるさと山形移住・定住推進センター　家賃補助担当あて

〒990-2492　山形県山形市鉄砲町２－１９－６８
電　話　023-687-0777　FAX　023-687-0788
メール　furusato@yamagata-iju.jp